

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年 6 月16日

**【会社名】** 株式会社東京衡機

**【英訳名】** TOKYO KOKI CO. LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 石川 隆一

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地

**【電話番号】** 03 ( 5207 ) 6760

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理部長 氏家 徳良

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地

**【電話番号】** 03 ( 5207 ) 6760

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理部長 氏家 徳良

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月15日開催の取締役会において、平成27年9月1日を効力発生日として、当社が営む試験機事業を会社分割して、当社の連結子会社である株式会社東京試験機（以下「承継会社」といいます。）に承継させることを決議し、同日、同社と吸収分割契約を締結いたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本吸収分割の相手方に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成27年2月28日現在)

商号	株式会社東京試験機
本店の所在地	愛知県豊橋市北島町字北島202番地
代表者の氏名	代表取締役社長 鶴田 文雄
資本金の額	50百万円
純資産の額	348百万円
総資産の額	809百万円
事業の内容	各種材料試験機の製造・販売、修理およびメンテナンス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高(百万円)	646	746	855
営業利益(百万円)	34	66	54
経常利益(百万円)	32	65	55
当期純利益(百万円)	18	37	25

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社東京衡機	100

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成27年6月15日現在)

資本関係	承継会社は当社の100%連結子会社であります。
人的関係	承継会社の取締役4名および監査役1名は当社の役職員を兼任しております。
取引関係	当社と承継会社との間には、試験機の売買、業務委託等の取引関係があります。

### (2) 本吸収分割の目的

当社は、1923年（大正12年）に衡器と試験機の専門メーカーとして創業し、1936年（昭和11年）に株式会社に改組、以来試験機業界の先進企業として我が国の産業の発展とともに歩み、2005年（平成17年）には材料試験機分野に強みを有する1933年（昭和8年）創業の試験機メーカー、株式会社東京試験機（以下「東京試験機」といいます。）を100%連結子会社としてグループに迎え、2008年（平成20年）には試験機の修理・メンテナンスサービスを行う100%連結子会社（現・株式会社東京衡機試験機サービス）を取得し、現在では、グループ内3社で試験機事業を営んでおります。

こうした状況の下、当社は、当社グループの試験機事業のさらなる発展と事業基盤の強化を図るためには、当社の試験機事業および株式会社東京衡機試験機サービスの全株式を会社分割の方法により東京試験機に承継することが最善であると判断いたしました。これにより、試験機事業の営業部門、開発・設計部門、生産部門、生産管理・購買部門はすべて統合され、効率的な経営を行うことが可能となり、その結果として、安定的に収益を確保できる黒字基調の強固な経営基盤が構築されます。また、当社と東京試験機の試験機事業統合後の拡大施策といたしましては、プラスチック等の非金属材料分野の新規マーケットの開拓、中国等の海外マーケットへの進出、代理店網の強化その他チャネル政策の整理・統合を促進していく所存であります。

( 3 ) 本吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社として、東京試験機を存続会社とする吸収分割（簡易分割）であります。

吸収分割の日程

吸収分割取締役会決議日（当社および承継会社） 平成27年 6月15日  
吸収分割契約締結日 平成27年 6月15日  
分割期日（効力発生日） 平成27年 9月 1日（予定）

本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割、東京試験機においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、両社とも株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行います。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は当社が当社の100%連結子会社である東京試験機との間で行うものであることから、無対価分割とし、承継会社から株式の割当、金銭その他の財産の交付を行いません。

その他の吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成27年 6月15日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

( 4 ) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割に係る承継会社からの株式の割当て、金銭その他の財産の交付はありません。

( 5 ) 本吸収分割後の承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社東京衡機試験機（平成27年 9月 1日付で商号変更予定）
本店の所在地	東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9番地
代表者の氏名	平成27年 9月 1日付で代表者変更予定
資本金の額	50百万円
純資産の額	349百万円（見込み）
総資産の額	1,369百万円（見込み）
事業の内容	試験機・計測機器の製造・販売、修理およびメンテナンス

( 6 ) 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は以下のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社東京衡機（以下「甲」という。）及び株式会社東京試験機（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の試験機事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、平成27年 2月28日現在の賃借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙に定める。）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

### 第3条（分割対価の交付）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### 第4条（総資産額の算定基準日）

会社法第784条第2項に定める総資産額を算定するための会社法施行規則第187条第1項柱書に定める算定基準日は、平成27年8月31日とする。

### 第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成27年9月1日とする。

### 第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認及び債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。なお、本件会社分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割及び同法第796条第1項の定める略式分割の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### 第7条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

### 第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議するものとする。

### 第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第10条（本契約の効力）

平成27年8月31日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲又は乙は相手方に通知して本契約を解除できる。

### 第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

住 所：東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(甲) 商 号：株式会社東京衡機

代表者：代表取締役 石川 隆一

住 所：愛知県豊橋市北島町字北島202番地

(乙) 商 号：株式会社東京試験機

代表者：代表取締役 鶴田 文雄

(別紙) 承継権利義務明細

1. 資産

(1) 流動資産

本件対象事業に属する現預金

本件対象事業に属する製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品その他の流動資産

(但し、受取手形、売掛債権及び信託債権等は除く。)

(2) 固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する土地(土地は以下に記載するものに限る。)、構築物、機械装置、車両運搬具、

工具器具備品等の有形固定資産

(土地)

所 在 豊橋市北島町字北島  
地 番 204番1  
地 目 宅地  
地 積 1041.58平方メートル

所 在 豊橋市北島町字北島  
地 番 204番2  
地 目 宅地  
地 積 99.30平方メートル

所 在 豊橋市北島町字北島  
地 番 204番3  
地 目 宅地  
地 積 6.21平方メートル

所 在 豊橋市北島町字北島  
地 番 205番1  
地 目 宅地  
地 積 922.77平方メートル

(3) 無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェア

(4) 投資その他の資産

本件対象事業に属する関係会社株式(株式会社東京衡機試験機サービスの全株式に限る。)

2. 債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する1年以内返済予定長期借入金、未払金、未払費用、前受金、従業員預り金、

賞与引当金その他の流動負債

(但し、支払手形及び買掛債務は除く。)

(2) 固定負債

本件対象事業に属する1年以内返済予定長期借入金及び退職給与引当金

3. 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

甲から乙及び甲の子会社である株式会社東京衡機試験機サービスに出向している従業員との間の雇用契約

( 2 ) その他の契約

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上